共謀罪 (テロ等準備罪) 法案に反対する

一般社団法人 日本雑誌協会 人権・言論特別委員会 一般社団法人 日本書籍出版協会 出版の自由と責任に関する委員会

3月21日、「テロ等準備罪」法案が閣議決定された。同法案は国民から、「内心の自由」「表現の自由」を脅かす法案として大きな批判を浴び、過去3度も廃案となった、いわくつきの「共謀罪」法案そのものである。

犯罪は実行しなければ罰することができないのが原則だが、共謀罪が定められれば何もしていないうちから罪に問われる危険性がある。捜査機関は犯罪を実行していない段階から、狙いを定めた相手を盗聴するなど常時監視することが可能になる。政府にとって不都合な事実を暴こうとする編集部を常時監視し、疑わしいと思えば家宅捜索もでき、メディアへ圧力を掛ける道具として恣意的に使われかねない。編集会議で要人への粘り強い取材をすることを決めた時点で「組織的強要罪の共謀罪」に問えるという専門家の見解もある。法が適用される犯罪数も数百に及び、どの犯罪の共謀罪に問うかも選択の幅が広いため、通常の取材行為が犯罪の対象とされかねない。

政府は、今回、新たに適用要件を限定したことで、一般市民が同法の対象になることはなく、従来の共謀罪とはまったく違うものだと強弁している。しかし、犯罪を遂行する「合意」があれば犯罪が成立してしまうという本質は変わらない。そのうえ、共謀罪が適用される「組織的犯罪集団」には継続的に犯罪を行う団体という限定がなく、市民団体や労働組合、企業、メディアなど合法的な団体も「組織的犯罪集団」とされるおそれさえある。犯罪実行のための資金や物品を取得するなど「準備行為」があった場合にだけ処罰されるともいうが、その行為自体が犯罪的な行為である必要はなく、例えば、編集会議の後、取材費を用意しただけで犯罪が成立するという事態も考えられる。

国連越境組織犯罪防止条約批准のためにも法の制定が必要だと説く一方で、テロ対策のための必要性も政府は強調する。だが、同条約はマフィアなどの組織犯罪を標的にしたもので、テロ対策が主な目的ではない。「条約批准のため」と言いながら、「テロ対策のため」とも言うのは議論を混乱させるだけだ。

我々は、「内心の自由」「表現の自由」を脅かす「共謀罪」法案にあくまでも反対する。